

## Ⅲ. お知らせコーナー

### 消費税率引き上げに伴う自動車登録(車両)番号標交付 (頒布)手数料及び字光式照明器具の販売価格について

令和元年10月1日より消費税率の引き上げに伴い、自動車登録番号標の交付手数料、車両番号標の頒布価格、字光式照明器具の販売価格を下記のとおり改定させていただきます。

#### 【自動車番号標】

(単位:円)

種 別			登録自動車		軽自動車	
			改定前 (非課税)	改定 (非課税)	改定前 (税込み)	改定 (税込み)
一連番号	大 型	ペイント	2,310	<b>2,340</b>	—	—
		字 光	4,620	<b>4,680</b>	—	—
	中 型	ペイント	1,740	<b>1,760</b>	1,740	<b>1,770</b>
		字 光	3,480	<b>3,520</b>	4,960	<b>5,050</b>
	小 型	ペイント	—	—	640	<b>650</b>
	希望番号	大 型	ペイント	4,560	<b>4,620</b>	—
字 光			6,400	<b>6,480</b>	—	—
中 型		ペイント	3,980	<b>4,030</b>	3,980	<b>4,050</b>
		字 光	5,420	<b>5,490</b>	6,600	<b>6,720</b>
シート式 (図柄)	地方版	大 型	14,350	<b>14,590</b>	—	—
		中 型	8,500	<b>8,640</b>	9,180	<b>9,350</b>
	ラグビー	大 型	14,460	<b>14,700</b>	—	—
		中 型	8,580	<b>8,720</b>	8,580	<b>8,730</b>
	オリンピック・ パラリンピック	大 型	15,210	<b>15,480</b>	—	—
		中 型	8,930	<b>9,080</b>	8,900	<b>9,060</b>

※表示金額は、2枚一組の金額。ただし、小型のみ1枚の金額を表示。

## 【字光式照明器具】

(単位:円)

種 別		品 名	現 行 (税込み)	改 定 (税込み)
登 録 自 動 車	大 型	LED光源 (ワールドオートプレート)	49,400	50,300
	中 型	LED光源 (ワールドオートプレート)	22,200	22,600
		LEDライト (ワールドオートプレート)	16,600	17,000
		ダイヤモンドリング スリム (旭化成テクノプラス)	22,200	22,600
		エルブライトNEO (ケミカルオート)	19,400	19,800
軽 自 動 車	中 型	ダイヤモンドリング スリムK (旭化成テクノプラス)	28,800	29,400
		ダイヤモンドリング ライトK (旭化成テクノプラス)	16,200	16,500
		エルブライト(軽) (ケミカルオート)	19,400	19,800

※表示価格は、2枚一組の金額。単品の販売価格は、上記金額の半額。

## 記録簿の価格変更について

10月1日より消費税率引き上げによる増税分の転嫁及び原紙、輸送等の値上げに伴い、納入価格が改定されますので、同時に販売価格の見直し、値上げをさせていただくこととなりました。

誠に申し訳ございませんが、何卒事情ご賢察のうえ、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

### 記録簿新価格表

	記録簿 番号	車種区分	単価
持ち込み 検査 (認証) 用	1	事業用等	@1,300
	2	被けん引自動車 (トレーラー)	@550
	3	自家用貨物等	@1,300
	4	自家用乗用等 (1年点検用)	@1,300
	5	自家用乗用等 (2年点検用)	@1,300
	6	自家用乗用等 (軽専用)	@1,300
	7	二輪自動車	@550
指定 整備 記録 簿	8	事業用等	@1,300
	9	被けん引自動車 (トレーラー)	@550
	10	自家用貨物等	@1,300
	11	自家用乗用等 (2年点検用)	@1,300
	12	二輪自動車	@550

会員（組合員）各位

（一社）愛媛県自動車整備振興会

愛媛県自動車整備商工組合

## 消費税率の引き上げに伴う 取扱商品について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は振興会・商工組合事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、消費税引き上げ前後の取扱商品の対応については、商品のご注文日に係わらず、納品・引渡日が令和元年10月1日以降となる場合には、消費税10%にて請求いたしますので、ご了承願います。

何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

# — 振興会会費納入のお願い —

秋冷の候、会員の皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当会の事業推進にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成31年度振興会後期会費を下記の要領で納入していただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

## 自動振替の方

1. 年間会費 36,000円（前期金額 18,000円、後期金額 18,000円）

### 2. 後期振替日

- 伊予銀行・愛媛銀行扱い 11月5日（火）
- 上記以外の金融機関扱い 11月12日（火）

※上記、振替日に引き落としさせていただきますので、指定口座の残高確認をお願いします。

## 自動振替以外の方

1. 年間会費 36,000円（前期金額 18,000円、後期金額 18,000円）

2. 納入期日 後期分 10月末日

### 3. 振込みを希望される方（振込手数料はご負担願います。）

- 伊予銀行 森松支店 普通 1 1 9 3 0 8 6
- 愛媛銀行 森松支店 普通 0 6 0 3 0 2 5
- 名義人 （一社）愛媛県自動車整備振興会 会長 日野利一

※上記の通り、事務局持参又は金融機関に振り込みをお願いします。

# 愛媛県最低賃金の改正の お知らせ

愛媛労働局では、県内すべての労働者に適用される愛媛県最低賃金を改正し、令和元年10月1日から施行することとなりました。この決定により労働者に支払う賃金は、1時間790円以上となりましたので、お知らせします。

なお、詳しくは、愛媛労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

ご確認ください

# 愛媛県最低賃金額が改正されました。

愛媛労働局

令和元年10月1日、愛媛県内すべての労働者に適用される愛媛県(地域別)最低賃金額が改正されました。愛媛県内の使用者は、労働者に対しこの最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりませんので、ご注意ください。

改正後の愛媛県最低賃金は

# 1時間 790円です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与・期末手当など)、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。また、愛媛県(地域別)最低賃金より高い特定(産業別)最低賃金が定められている業種の使用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられます。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室(☎089-935-5205)又は松山(☎089-917-5250)・新居浜(☎0897-37-0151)・今治(☎0898-32-4560)・八幡浜(☎0894-22-1750)・宇和島(☎0895-22-4655)の各労働基準監督署へどうぞ。

「業務改善助成金」のご利用を！  
事業場内最低賃金を引き上げる場合の助成制度があります。  
詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度

検索

最低賃金に関する特設サイト

<http://pc.saiteichingin.info/>

# 業務改善助成金

中小企業の生産性向上を支援します

## 助成金を活用した会社の生産性向上について

事業場内の最低賃金を30円以上引上げ、生産性の向上のための設備投資などを行った場合に、そのかかった費用に助成率を乗じて算出した額を助成します。(千円未満切り捨て)



●2019年度交付申請手続きの締切は令和2年1月31日(金)です。

コース	助成率	引き上げる労働者数	助成の上限額	助成対象事業場
30円コース (800円未満)	生産性要件を満たした 場合は 9/10(※)	1~3人	50万円	事業場内最低賃金が800円未満 の事業場 かつ 事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	
30円コース	生産性要件を満たした 場合は 4/5(※)	1~3人	50万円	事業場内最低賃金と地域別最低賃 金の差額が30円以内 及び 事業場規模30人以下の事業場
		4~6人	70万円	
		7人以上	100万円	

(※) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

ホームページのご案内 詳しくは厚生労働省HPをご参照下さい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zieyonushi/shienjigyuu/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zieyonushi/shienjigyuu/03.html)

申請様式などは「各種様式」(Word)をダウンロードして活用ください。

### お問い合わせ

松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎6階 愛媛労働局雇用環境・均等室 TEL089-935-5222

## 愛媛働き方改革推進支援センターのご案内

『働き方改革』に取り組む事業主の皆様を支援します。  
就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、  
社会保険労務士等の専門家が無料でご相談に応じます。

### 相談窓口はこちら

#### 【愛媛働き方改革推進支援センター】

住 所：松山市大手町二丁目5-7

電 話：0120-005-262 (通話無料)

受付時間：9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

E-mail : [hataraki1@cscehime.jp](mailto:hataraki1@cscehime.jp)

\* ご希望に応じて、専門家が直接企業に訪問することも可能です。

\* 出張相談会・セミナーも開催していますのでご利用ください。

## 働き方改革関連法により労働法制は大きく変わりました！

- 時間外労働の上限規制について知りたい
- 同一労働同一賃金とはどのようなものか知りたい
- 賃金引上げに活用できる国の支援制度を知りたい
- 年次有給休暇の使用者時季指定について知りたい
- 助成金を利用したいが、利用できる助成金がわからない 等

どうぞお気軽に  
ご相談ください。



会員（組合員）各位

## 会員（組合員）名簿 お詫びと訂正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は振興会・商工組合事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先月情報誌と同封いたしました、会員（組合員）名簿におきまして、認証番号の欠落がありましたのでお知らせいたしますと共に謹んでお詫びし、訂正させていただきます。お手元の会員（組合員）名簿につきましては、該当箇所の記入をお願い申し上げます。

敬具

記

●15ページ 西条ブロック

有限会社 松木自動車

認証番号 1211

ご不便、ご迷惑をお掛けしますことをお詫び申し上げます。

# 事業継続計画（BCP）セミナーのご案内

## —近年の大災害から見える課題と事業継続対策の解説を中心に—

平成30年は大阪北部地震、西日本豪雨災害、連続して発生した台風、北海道地震等大規模な災害が頻発しました。近年、日本列島各地で発生する大規模災害時には、多数の建物の倒壊・流出や、人命に関する深刻な被害が発生し、自動車整備業者様においても、帰宅困難者への対応・サプライチェーンの途絶・電力不足による事業の中断など、前例のない事態への対処を求められています。本セミナーでは、自然災害の特徴や被害状況に加えて、企業を脅かす多様なビジネスリスクに対応する、有事の際の事業継続計画(BCP)の必要性と作成ポイントについて具体的事例を交えて分かりやすく解説していただくとともに、実際に簡易版BCP策定に向けたフォーマットをご提供します。また、災害に備えるための保険制度についても紹介します。経営者、経営幹部、実務担当者の皆様の積極的なご参加をお待ちしております。

### 講演テーマ

## 「事業継続計画(BCP)策定方法のポイント」

～近年の大災害の教訓を踏まえて～

講師：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社  
執行役員ビジネスリスク本部長 亀崎 洋

### 開催日時

2019年11月20日(水) 14:00～16:00

### 会場

愛媛県自動車整備技能センター (住所：松山市森松町 1145)

### 定員

先着50名 (参加費無料)

### 申込方法

次ページの参加申込書を11月8日(金)までにFAXにてお送り下さい

### お問合せ先

一般社団法人 愛媛県自動車整備振興会 (担当：池田)  
TEL:089(956)2181 FAX:089(956)2188

## ■講師経歴

福岡県出身。1990年九州大学大学院総合理工学研究科修士課程修了、同年富士通入社(株式会社富士通研究所配属)。1993年株式会社三菱総合研究所入社。経済・経営本部において中央官庁、エネルギー関連企業、製造業に対する調査、コンサルティング業務に従事。2002年デロイト・トーマツコンサルティング(現アビームコンサルティング)入社。電力会社向けコンサルティングおよびリスク

マネジメント業務に従事。2007年東京海上日動リスクコンサルティング株式会社入社、2015年4月よりビジネスリスク本部長。2017年4月より執行役員。中央官庁、企業に対するBCMコンサルティング業務、リスクマネジメント体制構築支援業務等に従事。内閣府事業継続懇談会委員(2008年度)、経済産業省九州経済産業局九州地域の主要製造業におけるBCPの取組に関する研究会委員(2017年度)。神戸学院大学非常勤講師(2018年)

# 事業継続計画（BCP）セミナー参加申込書

令和元年 月 日

貴社名		フリガナ
貴社所在地		フリガナ
ご連絡先	TEL	
	FAX	
	E-mail	
ご出席者	役職	
	お名前	フリガナ
	役職	
お名前	フリガナ	

<個人情報の取扱いに関するご案内>

参加申込書・アンケート等にご記入いただきました個人情報は、本セミナーの運営および、東京海上グループ各社の保険・金融商品等の各種商品・サービスの提供・案内を行うために、利用させていただきます。

# 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、8件を掲載いたします。

## Case 1 ヘッドライト不灯で修理に出したら、エンジンを載せ替えられた

平成31年4月24日 大阪府 男性

車名：二輪車（原付） 登録年月：不明

走行距離：不明

### 【相談】

二輪車・自転車を取り扱う店（会員外）で中古の原付バイクを購入した。しばらく乗っていると、ヘッドライトが点かなくなったので店に持ち込んだ。「現状渡しだが、購入から時間が経っていないので、サービスでやります」と、無償で電球を交換して貰った。しかし、その後も頻繁に電球が切れるので、「こう何度も切れると困るので、原因を調べて修理して欲しい」とバイクを預けて帰った。数日後、店に行くと「原因不明で時間も掛かるし面倒臭いので、事故車のエンジンを載せ替えた。ライトのスイッチも全て付け替えたが、ライトが点かない。現状渡しなので、自分で他店に持ち込んで修理して貰って」と言われた。しかし、載せ替えられたエンジンにはオイル漏れがあり、マフラーのフランジボルトが1本折れているので、「前のエンジンの方が程度が良く、フランジボルトも折れていなかった。お願いしていないことをされた」と抗議し、「自分で修理先を探すか、ヘッドライトの修理費用は貴店に請求する」と言い残して、バイクを乗って帰った。近所の大きなバイクショップに事情を話し、支払い等の件で店側と交渉して貰ったが、「“現状売り”を主張して全く話にならない。交渉のしようがない」と言われたので、消費者センターに電話して振興会を紹介されたとのこと。

### 【対応】

振興会の立ち位置を説明し、当該店を調べると当会の会員ではないので、振興会が間に入る事はできないことを説明した。「今預けているバイクショップと相談して、交渉を続けてはどうか」とお伝えすると、「快く相談に乗ってくれるので、話してみます」と言われ、相談を終えた。

## Case 2 不具合だらけの中古車、返金して欲しい

令和元年5月9日 和歌山県 男性

車名：乗用車 登録年月：平成22年

走行距離：60,000km

### 【相談】

昨年1月に中古車販売店で業者間ネット閲覧にて契約。中古車販売店が推奨する所定ローンを組めば100万円、即金なら割高になるとのことで、ローンで購入。納車が約2ヶ月遅れ、その間は代車を用意して貰っていた。3月に納車されたが、カーナビを取り付ける約束がカーステレオがついていた。また、ボンネットを開けるとエンジン部が激しく錆びており、走行中に煙が出てクラッチが焼き付くなど、何度もレッカー移動して中古車販売店が業務提携する修理工場で修理して貰った（1年安心パックを適用）。今年3月、走行中に異音が発生したので修理工場へ入庫したところ、「エンジンの載せ替えが必要で、底回り（下回り？）がかなり痛んでいる。中古車販売店へクレームを言い返金して貰ったら」と言われた。

## 【対応】

購入検討時にエンジンルーム内の確認や試乗をしなかったのかを聞いたところ、していないとのこと。当該中古車販売店は認証工場ではなく、会員工場でもないため仲裁はできないが、①契約時の書類を確認し、納車後保証及び納車遅延時の救済措置等の有無を確認すること。②納車後の不具合が販売業者の隠蔽によるものかを修理工場に確認することも有効。③相談者が撮影した諸写真を故障時系列に整理すること。④中古車販売店と対峙し話し合うこと等をアドバイスした。また、話し合いで解決しない場合は、裁判提起も考慮する必要があることを伝えた。その後相談窓口への連絡はない。

## Case 3 ハブボルトが折れた原因は何か

令和元年5月14日 大阪府 事業者

車名：ワンボックス 登録年月：不明

走行距離：不明

## 【相談】

今年の1月25日に当店でタイヤ4本の交換作業をされたお客様が来店し、「走行中に左前からゴトゴトという異音と変な振動があったので、近くのガソリンスタンドで見て貰ったところ、『左前輪のハブボルト5本中1本が折れ、残りの4箇所ホイールナットは手で締めたように緩み、ホイールの穴が楕円に変形している。おそらく、ハブボルト1本が折れたため、残る4本が緩んでしまったのだと思う』と言われた。タイヤを交換して以降、何処にも修理に出していないので、貴店の責任である」という苦情を受けた。当店は社の方針で、最終締付時にお客様に確認してもらいながらトルクレンチで締めることになっており、1月の作業時も全数を一緒に確認してもらっている。4ヶ月も前の作業で2千kmも走行しているのに、今頃になって一輪だけナットが緩むものなのか。また、ハブボルトが1本折れると、残り4個のナットが緩むものなのか。ハブボルトの折損跡から折れた原因などを調査してく

れる機関はないか、アドバイスが欲しい。

## 【対応】

相談者に当該車両の状態を再確認したところ、「左前輪ホイールは社外品だが、適合するテーパータイプのナットが使われていた。タイヤを外してホイールを確認したが、ナットの締め付けが緩かった為であろう穴は削れて広がっていた。ハブボルトが折れた穴は広がっていないので、緩むことなく折れたと思う」と言う。更に、「私（相談者）は、今までハブボルト1本が折れ、残りのナット全数が手で回るまでに緩んでしまうようなケースは見たことも聞いたこともない。5本中2本が折れ、3本だけで走行していた車検受けの車を修理した経験があるが、残りの3本はキッチリ締まっていた。誰かがイタズラで緩めたのではないかも思っている」と言われるので、「調査してくれるような機関は知りませんが、トルクレンチを使い、お客様と一緒に確認しているなら、もう一度よく説明して話し合いしてもらおうしかない」とアドバイスして、相談を終えた。

## Case 4 ディーラーのスタッフに逆ギレされた

令和元年5月15日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：不明

走行距離：60,000km

## 【相談】

平成29年6月に他県のAディーラーで1年間の保証付き中古車を購入した。購入後6ヶ月の点検時、Aディーラーの担当スタッフに「クーラーの冷えが悪く、内外気の切り替えもしていないようだ」と申し出たところ、「エアコンパネルのランプは切り替わっているのですが、正常に作動している」と言われた。そこで、以前から付き合いのあった他県のBディーラー（Aディーラーとは系列関係）で相談したところ、車に潜り込んで、「内外気の切り替えサーボモーターは作動しているが、ダンパーのロッドが折れているので

切り替わっていない」ことを確認してくれた。また、下回りも見て、「左右のリヤショックがオイル漏れしているので、保証で交換して貰った方が良い」とアドバイスをくれた。購入から1年後の12ヶ月点検時、Aディーラーに内外気の切り替えとリヤショックのオイル漏れの確認をお願いしたところ、「前も同じ事を聞かれたので説明しましたやん！正常です。何回言わせるんですか！」といきなり強い口調で言われ、Bディーラーで指摘された内容を説明すると、「当店の診断が信用できないなら、この先の付き合いを考えます！リヤショックは“滲み”なので、保証の対象外です」と言われたので、反論できずに引き下がった。今般、購入から2年が経ち車検の時期になったので、Aディーラーに見積もりをお願いした。すると、見積書に“リヤショック交換”と“ダンパー交換”が有償で計上されていたので、「ショックとダンパーは1年前にこちらから依頼した内容です。その時に対応してくれたら、保証期間内だから無償だったのではないか。そもそも、内外気切り替えの不具合はダンパーが原因だったのか？」と確認すると、整備士から「ショックは前回“滲み”でしたが、今は“漏れ”なので交換が必要です。ダンパーは、担当スタッフから見積もりに入れるように言われました」という説明があった。そこで「確定していない作業を見積もりに入れるのか？」と尋ねると、「こんな短い待ちの間に車検とクーラーの見積もりができるわけないやろ！」と整備士からも逆ギレされた。ディーラーの看板を出して商売をしているのに、社員がこんな態度で良いのか。納得できないので、公正取引協議会に電話をしたら消費者センターを紹介され、消費者センターに電話をしたら振興会を紹介された。明日、Aディーラーの店長と話をすることになっており、店長をギャフンと言わせてやろう、公的のところへ電話して罰則を与えてもらおうと思い、電話しているとのこと。

#### 【対応】

Aディーラーは当振興会の越県であること、立ち位置、振興会には罰則を与えたりする権限がないことを

説明した。小1時間ほど説明を聞かされたので、これをAディーラーが所属する他県の振興会に伝えると正確さに欠けると判断し、「本来、Aディーラーは他県の振興会の会員なので、当振興会からAディーラーに電話する事はおかしいが、他県の振興会から承諾をもらい、当振興会から電話をして事実確認させていただきますので店長とよく話し合ってください」と言って電話を切った。5月16日、Aディーラーが所属する他県の振興会から電話で承諾を頂き、Aディーラーの店長に電話したところ、「先程まで相談者が来店されていて、2時間半ほど話しました。半分位は納得して頂けたと思います。当店スタッフの対応とエンジニアの態度、言葉使いに関しては事実キレてしまったようなので、お詫びしました。Bディーラーで車検、ショック、クーラーの修理は終えており、そのことは当社としては何もできない説明で納得して頂きました。相談者はこの車を『嫌い』だと言っておられ、『良い金額で買い取って欲しい』と手放したい意向をお聞きしたので、『できるだけ事はさせていただきます』とお伝えし、後日買い取り金額を査定させてもらうことになりました」との説明でした。

※お客様に対して「社員がキレた言葉使いをした」など考えられないが、事実確認を終わりました。

#### Case 5 ディーラーの対応に不満がある

令和元年5月20日 大阪府 男性

車名：乗用車 登録年月：平成17年

走行距離：130,000km

#### 【相談】

相談者の社用車（数台ある中の1台）が、制動時にペダルが床まで入り込んでブレーキが効かなくなり、2～3回踏み直して何とか停止した。行きつけのガソリンスタンドに相談すると、ブレーキのパイプラインにエアが入っている可能性があると言われ、ブレーキフルードを交換してもらったが、2週間後にも同じ現象が発生したので、近くのディーラーに入庫した。

ディーラーの整備士から「ブレーキフルードからゼリー状のモノが出てきた。何かは分からないが、これがエアの混入と同じ症状を引き起こしていたのではないか。純正のフルードを使っていたら、こんなことにはならない」と説明された。しかし、相談者が「普段車検整備を依頼している工場では純正のフルードを使用している」と反論すると、整備士は「ブレーキの関連部品を全て新品に交換したら直るでしょう」と論点を逸らした。相談者は、その対応に不満を感じ、メーカーのお客様相談窓口相談したが、メーカー側は「販売店に言って下さい」と取り合ってくれない。どこか相談する所はないか調べて、振興会に電話したとのこと。

### 【対応】

振興会の立ち位置を説明し、ディーラーに事実確認の電話をする承諾を頂いたので、「ディーラーの対応と説明が納得できないと仰っているので、よく話し合いをして頂くように伝えます」と言い、電話を切った。ディーラーに電話するとサービスマネージャーは接客中で、電話口の相手が丁度、相談者の車の修理担当者だったので、入庫時からの状況を確認した。「入庫時から現象は出ており、ペダルを深く踏み込まないとブレーキが効かない時もあれば、浅く踏んでも効く時があり、リザーバタンクのフルードの上の方がゼリー状になっていた。底の方のフルードも糸を引くくらいの粘りがあったので、フルードを抜いてパイプライン内も確認したかったが、上司から『手を出してはいけない』と言われたので触れなかった。マネージャーが相談者と話をしているようだ」と話したところで、マネージャーに電話を代わった。「突然入庫され、『10日前にブレーキペダルが床まで沈んでブレーキが効かなかった。ガソリンスタンドでブレーキフルードを抜き、替えて貰ったのに、また同じことが起こり、フルードも白濁してペダルが深く効かない。車に欠陥があるからだと知人の整備士から教えて貰ったので点検して欲しい』と説明があり、預かって点検することにした。後は、先程の担当者の説明通りだが、入庫時の相談者の態度と言い回しに不審を抱いたので、現状確認だけ

で作業をしないように指示をした。相談者に車の現状を連絡して、『自分は二十数年整備をしているが、このようなフルードの状態を見たことがない。フルード以外のものを使われたのではないか。金属とゴムによってこのようなゼリー状にはならないと思う』と伝えたところ、『車の欠陥に決まっている！隠してもアカンぞ！』と一方的に電話を切られた。その日の夜に来店した相談者に再度説明をしていると、『純正のフルードしか使ってないし、何が原因であるかはメーカー側に調べる責任があるやろ！ブレーキが効かなかったんやぞ！』と、ショールーム内で大声で怒鳴って帰った。相談者は、メーカー相談室にも電話を入れたようで、当社本部の担当部署から連絡があり、『何もせずに車を引き取ってもらうように』との指示があり、無償で作業はできないので車の引き取りを相談者に伝え、返事を待っている状態です。この先の交渉について、店長と本部を交えて相談しています。振興会にはご迷惑をおかけしました」との説明があり、電話を終えた。

### Case 6 25年付き合いのあるディーラーの対応に不満がある

令和元年5月21日 大阪府 女性

車名：不明 登録年月：平成21年

走行距離：100,000km以上

### 【相談】

数ヶ月前から走行中に“トントン”と聞き慣れない異音があるので、25年付き合いのあるディーラーA店に持って行った。担当セールスが試運転をしたが異音はしないとわれ、2ヶ月後の安心点検の時に改めて確認すると言われた。2ヶ月後、安心点検に持ち込んだが、その時も異音は出ていないと言われて、そのまま返却された。次の日、エンジンを始動すると“パタパタ”とこれまでよりも大きな音が出たのでA店に持って行くと、受付の整備士が対応してくれたが、店の奥の方にいた担当セールスと上司らしい人は私を見

て、イヤそうな顔をして声もかけてくれずに外出してしまった。この日も異音は確認されず、様子を見るよう言われた。ところが、ゴールデンウィークにこれまで聞いたことのない大きく、壊れるような異音が出た。A店は休業だったので、自動車保険のロードサービスを呼んだところ、スタッフは「オーバーヒートしたみたいで、エンジンオイルに緑の冷却水が混ざっています。エンジンを載せ替えないといけません」と、オイルゲージを白い布で拭いて説明してくれた。新車も何台も購入し、点検から車検まで全ての整備をお願いし、お勧め作業なども全て断ることなく付き合い合ってきたが、担当セールスが代わってからは、不安を感じても直ぐに点検してくれないし、メンテナンス商品の売り込みばかりで、入庫時に「何か気になるところはありませんか？」と声をかけてくれることもなくなった等、色々な不満を感じている。現在、自分は転居したため、A店は遠方となり、自宅近隣にはディーラーの他店舗が何箇所もあるので、敢えてA店でなくても良いが、どうすれば良いかアドバイスが欲しくて、振興会に電話した。

### 【対応】

ディーラーの連絡先を教えて頂けるなら、振興会から事実確認や、相談者が不安を感じていることは伝えられると言うと、「自分で電話します。ロードサービスのスタッフから、エンジンの載せ替えよりも、車を買替えた方が良さそうだというアドバイスも貰っていますので、A店に買替えの件も相談してみます。また、対応次第では、これを機に家に近い店舗との付き合いを始めても良いと考えています。色々聞いて貰ってスッキリしました」と言われ、相談を終えた。

## Case 7 車検整備後にエンジンが焼き付いた

令和元年5月21日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：平成21年

走行距離：不明

### 【相談】

3ヶ月前にガソリンスタンドで車検を受けたが、最近になって、信号待ちの時にエンジンが止まってしまった。セルモーターが回らなかったため、近くの人にブースターケーブルをつないで貰ってエンジンを再始動させたが、走り出して直ぐにエンジンが衝撃音とともに止まった。車検をお願いしたガソリンスタンドに電話で様子を伝えると、「当社では故障修理が難しいので、当該輸入車の取り扱いしている修理工場に入庫した方が良い」と言われ、当該輸入車を扱うディーラーに入庫した。ディーラーから「エンジンが焼き付いており、非常にひどい状態で、原因がオイル系か冷却水系かわからない。エンジンを新品にすると250万円かかる」と言われた。そのことをガソリンスタンドに連絡すると、「当社は車検しただけで、エンジンを壊すような作業はしていないので責任はない。当社に責任があるというなら原因を特定して、証拠を出してください」と言われた。車検後の走行距離は300km程なので、車検整備に何か原因があると思っている。構造的なこと、車検の記録簿の内容及び整備保証の話を知りたくて振興会に電話したとのこと。

### 【対応】

振興会の立ち位置を説明し、エンジンが焼き付く原因の説明と記録簿記載の作業内容、手順等、質問に答えた。整備保証については「『水漏れ』の欄に『✓』が入っており、点検したことになっているが、見ただけで触ることすらしていないものも保証の対象になるのか」という質問だったので日整連に照会し、「点検項目にあることが原因なら、見た、見てない、見逃したにかかわらず保証してあげるべきであるが、強制力はなく、工場の意見が重んじられる。そのあたりはお客様と事業場で良く話し合ってもらわないといけない」と言われた内容をそのまま説明したところ、「明日にでも預けているディーラーに行き、状況について説明を受けてきます」と言って、電話を切った。翌日、相談者から入電。「ディーラーに行って説明を聞いたが、同業者の整備業者を庇って『車検整備が原因か、その



後から漏れたのかがわからない』と言われ、専門的な説明を詳しくしてはくれたが理解できないので、直接ディーラーに電話して欲しい』と言われた。振興会からディーラーに確認したところ、「状況はオーバーヒートです。樹脂製のヘッドカバーが溶けるほどの高温になったようで、エンジンルームに冷却水が飛び散り、ラジエータは空っぽです。エンジンオイルは入っています。エンジンの中央あたりの上から覗いたところに冷却水の漏れた緑色の固まりがありますが、車検以前の漏れか、後からの漏れかはわかりません。記録簿を見せてもらいましたが、車検から2,300km走行しており、車検の見落としや作業ミスで漏れがあってもそんなに走れないと思います。それよりも、ヒートした時にヒートゲージも上がっていただろうし、エンジンから変な臭いや異音もしていたと思います。それに気付かない運転者には責任が無く、『車検して直ぐに』を盾に『修理工場が保証してくれない』と考えるのはおかしい』と言う。その後、相談者に電話したところ、エンジンの水漏れ跡の話をしきりにするので、「車検から300kmではなく、2,300kmも走行しているなら、ディーラーの説明の通りかと思います」と言うと、相談者は「ガソリンスタンドとは殆ど交渉をしていないので、今まで頂いた情報で話し合いをします。整備保証とは、整備後に故障したら全て保証してくれるものと勘違いしていました。すみませんでした」と言って、電話を切った。

## Case 8 30年間、修理で車を預けているが、連絡が取れない

令和元年5月23日 大阪府 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

### 【相談】

古い外車が好きで、以前大阪に住んでいた時から、A修理工場に輸入してきた車のレストアを何台もお願ひしていた。その代表者は腕が良く、遠くから持ち込んでくる客もいて修理予約が取れないこともあった。私が東京に移転した後も、大阪から引取・納車を

してくれていた。しかし、昔から修理の見積もりは出さず、口頭でざっくりな金額を言い、出来上がったら高額な追加金額になったこともあり、何度も金額と納期に関しては苦情を言ったが、最後まで襟を正そうとはしなかった。その修理工場に30年程前、古く希少な車のレストアをお願いしたが、欲しい部品が無いので「何年かかっても良い」と言って預けた。その後何台もレストアして貰ったが、次第に、修理した箇所が故障したり、ドアトリムやシート生地、外板パネルに傷が入ったり凹んで返されたり、手直しが多くなってきたので、「つぶしてくるなら金は払わない!」と喧嘩になり、費用を払わないこともあったので、「お前の車はもう修理しない!」と言われ疎遠になってしまった。そのうちに連絡してくるだろうと待っていたが、一向に電話が無いので私から連絡を取ったが、折り返しすらなく今に至ってしまった。預けっぱなしの私の車はどうなっているのか、せめて電話連絡ぐらい欲しいと思い、大阪運輸支局に相談したら振興会を紹介された。

### 【対応】

振興会の立ち位置を説明、「事業所名、連絡先などの情報を頂ければ、『相談者から相談の電話が入っているので、連絡してあげてください』という事実確認はできますが、それ以上の事はできません。説明を伺うと、何台も入庫されていて、精算の時にほぼ毎回多額な追加料金を支払っているようですが、何故その後も引き続き取引を続けたのか。大概の方は、そこで整備相談をされる案件だと思いますし、そんな事をされたら二度と修理を依頼しないものです。弁護士にお願いして、法的な手続きを取った方が良いのではないのでしょうか」とアドバイスすると、「高額な未払いの修理代があるので“借金の形”として貰ったつもりになっているかもしれない。30年もの間、無傷で保管しているとは思えないので、弁護士に相談してみます」と言われ、相談を終えた。

優秀な人材確保に向けて福利厚生制度の充実を！

## 四国自動車企業年金基金が

新	しい	企業	年金	制度			
	を	ご	提案	いた	しま	す	

Point

### 1 四国自動車企業年金基金の特徴について

- ▶ 当基金は現在、四国内の自動車整備・販売会社が参加する年金制度で、スケールメリットのある制度を目指しています。
- ▶ 当基金の制度は、退職金制度の一部として活用できます。又、外部積立により退職金財源をしっかりと確保し、各事業所様の福利厚生制度の充実が図れます。
- ▶ 掛金は全額損金算入できます。

Point

### 2 制度内容について

- ▶ 掛金は事業所毎に、「標準報酬月額2%」又は「全員一律の定額」から選べます。
- ▶ 加入者個人への給付額は、掛金支払額+利息という解りやすい制度です。
- ▶ 給付は、個人のライフプランに応じて、年金又は一時金を選べます。
- ▶ 厚生年金保険の被保険者は原則として全員加入、事業主もご加入頂きます。

Point

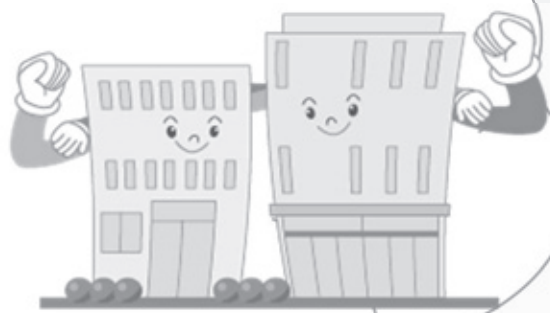
### 3 給付の安全性について

- ▶ 運用は、保証利率（年1.25%）がある生保一般勘定で行います。運用実績に応じてプラスアルファの上乗せ配当が期待できます。

日本-年-201705-170-0100-C

1

当基金は、前身である愛媛県自動車厚生年金基金の加入事業所が中心となって、平成29年6月1日に設立いたしました。新たな制度は四国全域の自動車整備及び販売会社等が広く加入できる制度です。多くの事業所にご加入いただくことで、事業所ごとに制度を運営するより、**スケールメリット**が得られ、**諸コストの削減**が図れます。



2

当基金は、退職及び死亡時に年金や一時金をお支払します。年金制度は、退職金制度の一部としても活用でき、**退職金原資の平準的・安定的な積立**が可能となります。また、**外部積立により退職金の原資を保全**できる効果も得られます。



3

福利厚生制度の充実が図れることで、後継者や**優秀人材の確保及び定着化**がはかれるものと期待しています。



## 加入者は、65歳未満の厚生年金保険の被保険者全員。

- ① 加入者の範囲は、原則として厚生年金保険の被保険者全員（事業主も含む）となります。
- ② 加入者資格の取得日は、次のとおりです。
  - ◆ 加入事業所が四国自動車企業年金基金に参加された日
  - ◆ 新規加入者の入社日
- ③ 加入者資格の喪失日は、次のとおりです。
  - ◆ 加入事業所からの退職日
  - ◆ 加入者の65歳の誕生日の前日
  - ◆ 加入者の死亡日



## 掛金は、標準報酬月額 $2\%$ （給与比例）又は、事業所毎に一律の定額（毎月・加入者一人あたり5千円～15千円で千円刻み）をご選択いただけます。従業員の負担はありません。掛金全額を損金算入することができます。

- ① 給与比例をご採用でも、標準報酬月額は、厚生年金保険の定時改定と同じく4月～6月の平均額を10月～翌年9月まで適用します。（随時改定は行わず、これにより事務負担は軽減されます。）
- ② 掛金の全額を積立てることで、退職時には元本（掛金合計）以上の金額を、お支払いいたします。
- ③ 掛金は事務費掛金（給与比例の場合 $0.25\%$ 。定額では790円）も含めて、全額損金算入することができます。



## 利息は、 $0\% \sim 3\%$ の範囲で毎年の運用実績に連動して付加されます。

- ① 利息は、運用実績から事務・運用委託会社への手数料を控除した運用利回りを、 $0\% \sim 3\%$ の範囲内で付加します。
- ② 運用は、利率保証がある生保一般勘定を採用することで、積立不足が生じにくく、将来にわたり掛金は基本的に変わりません。（現在の保証利率は年 $1.25\%$ ）



掛金と積立金に対する利息の累計額を、毎年積立てて、退職時にお支払いしますので、個々人の持ち分が明確で解りやすい制度です。

- 掛金と利息の累計額を退職時にお支払いいたします。
- 積立金の合計額は毎年、各事業主の方にご提供します。  
(個人別仮想勘定残高)
- 加入3年以上で一時金。同10年以上で年金の受給資格を満たします。  
加入3年未満で脱退の方には一時金等お支払できません。



加入期間3年以上で一時金の受給資格を満たします。

- 加入期間3年以上で退職された場合、脱退一時金をお支払いいたします。
- 加入期間3年以上で死亡された場合、遺族一時金をご遺族にお支払いいたします。
- 遺族一時金は、年金の繰下げ期間中に死亡された場合及び年金受給中に死亡された場合※にもお支払いします。  
※年金受給中に死亡された場合のお受取り額は、未受取り分の相当額となります。



加入期間10年以上で年金の受給資格を満たします。

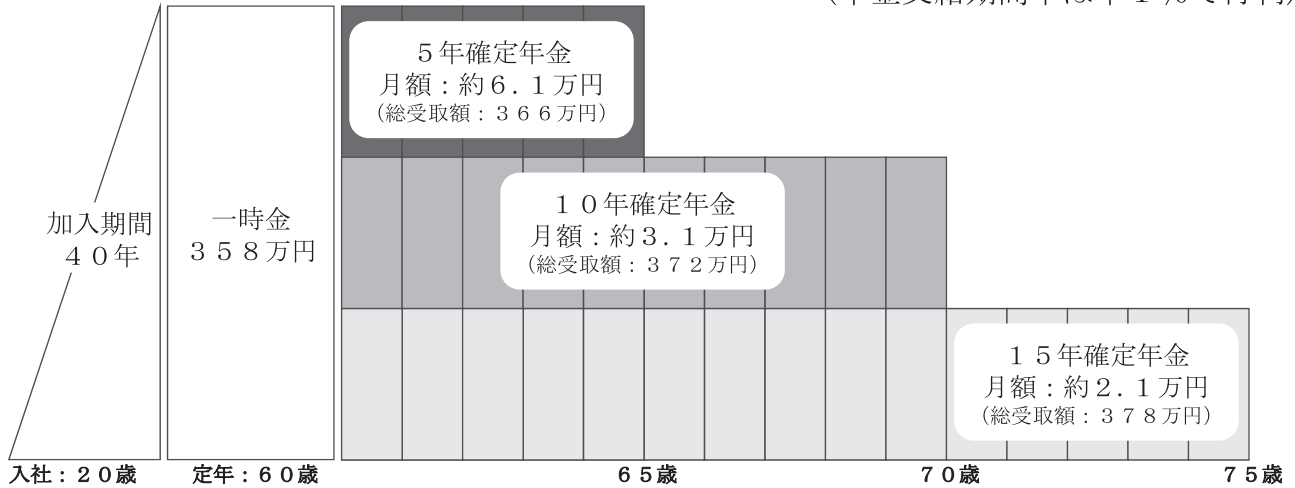
- 加入期間10年以上で退職された場合、年金又は一時金のどちらでもお受取りができます。
- 年金での受取りを希望された場合、退職時の年齢により支給開始時期が異なります。
  - ◆ 50歳未満の場合、65歳まで支給を繰下げ65歳より支払開始
  - ◆ 50歳以上の場合、50歳～65歳の任意の時期から支給開始
- 年金の支給期間は、5年・10年・15年より選択いただけます。(各々の期間で年金額は変わります。)



## 年金・一時金の給付額について

### (1) 年金・一時金の選択と概算

- 掛金（標準報酬月額：29万円×2%・月額：5,800円）及び利息（1.25%）で40年間加入した場合、退職時の一時金は358万円となります。
  - 年金での受取りを選択した場合、5年確定年金ならば月額6.1万円、10年確定年金ならば月額3.1万円、15年確定年金ならば月額2.1万円を受取ることができます。
- （年金支給期間中は年1%で付利）



### (2) 受取額の試算

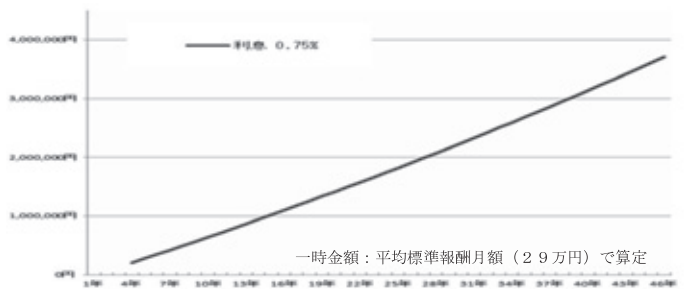
- 一時金は、掛金及び利息の累積額となります。利息は、0%～3%の範囲内で運用実績に応じて変動するため、2ケースの場合を想定して試算いたしました。
- 年金は、一時金を基にして年1%（固定利率）で付利いたします。

#### ケース① 利息（運用利回り）0.75%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率の1.25%から手数料として0.5%を控除した0.75%で試算

加入期間	一時金 <sup>※1</sup>	年金(月額) <sup>※2</sup>
5年	353,259円	---
10年	719,966円	4,309円
15年	1,100,632円	6,588円
20年	1,495,789円	8,953円
30年	2,331,802円	13,957円
40年	3,232,675円	19,349円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定  
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出

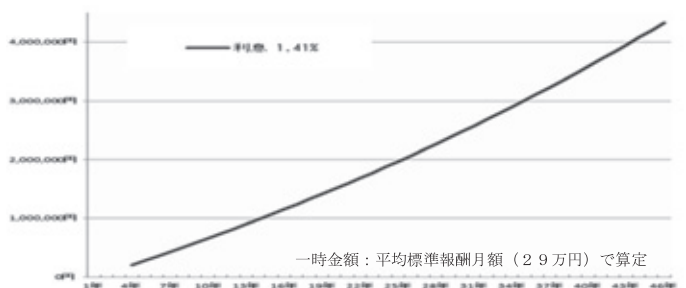


#### ケース② 利息（運用利回り）1.41%の場合

- ◆ 運用利回りは、保証利率+配当の1.91%から手数料として0.5%を控除した1.41%で試算

加入期間	一時金 <sup>※1</sup>	年金(月額) <sup>※2</sup>
5年	357,953円	---
10年	741,863円	4,440円
15年	1,153,613円	6,905円
20年	1,595,222円	9,548円
30年	2,576,834円	15,423円
40年	3,705,973円	22,181円

※1一時金額は、平均標準報酬月額29万円で算定  
 ※2年金額は、15年確定年金（給付利率：1%）で算出



上記試算は、一定の前提に基づくシミュレーションであり、将来のお受取り額をお約束するものではありません。

## 資産運用について

### ➤ 生保一般勘定で運用します

- 生保一般勘定の運用実績は、過去10年平均（年率）で1.76%と、安定した実績となっています。
- 積立金に付利する利息は、生保一般勘定（保証利率1.25%）の運用実績から、手数料（制度管理手数料及び運用手数料：年率0.4%～0.5%程度を想定）を控除した運用利回りで0～3%の範囲となります。

### 生保一般勘定は年1.25%の利率保証のある運用商品です。

- 保証利率：1.25%の付いた生保一般勘定による運用のため、手数料を控除しても運用利回りがマイナスとなることが少なく、**不足金が発生しづらい制度**です。
- 利息は、運用実績に応じて0%～3%の範囲内で付利いたしますので、加入者への積立金はマイナス運用とはなりません。

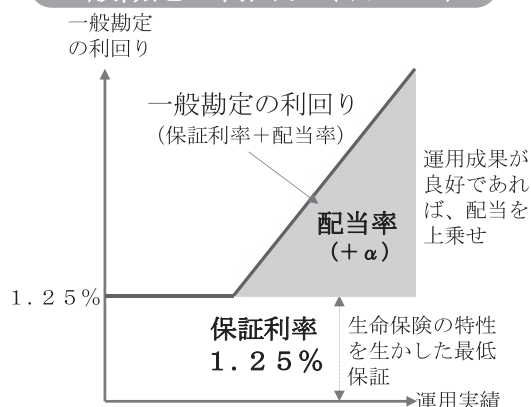
### (1) 生保一般勘定の特徴

保証利率 (1.25%)	● 生命保険の特性を生かした最低保証（保証利率：1.25%）があり、市場動向に関わらず、安定した収益が期待できます。※1
配当 (+α)	● 運用成果が良好で剰余金が発生した場合、保証利率：1.25%に配当（+α）を、上乗せいたします。※2

※1 普通保険約款の規定に基づき、金利水準の低下その他の著しい経済変動など、契約締結の際、予見し得ない事情の変更等により特に必要と認められた場合には、予定利率（保証利率）の水準を変更することがあります。

※2 配当は年度末決算時に団体年金区分の剰余がある場合にその範囲内で配当を実施、かつ、総代会で決定されます。

#### 一般勘定の利回り（イメージ）



#### 一般勘定の利回り推移（日本生命）

	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.52 (1.27)	2.10 (0.85)	1.38 (0.13)	1.70 (0.45)	1.67 (0.42)	1.37 (0.12)	1.69 (0.44)	2.04 (0.79)	2.54 (1.29)

	2015年度	2016年度	2017年度	3年平均 2015年度～ 2017年度	5年平均 2013年度～ 2017年度	7年平均 2011年度～ 2017年度	10年平均 2008年度～ 2017年度
一般勘定の利回り (配当率)	2.09 (0.84)	1.58 (0.33)	1.53 (0.28)	1.73 (0.48)	1.96 (0.71)	1.83 (0.58)	1.76 (0.51)

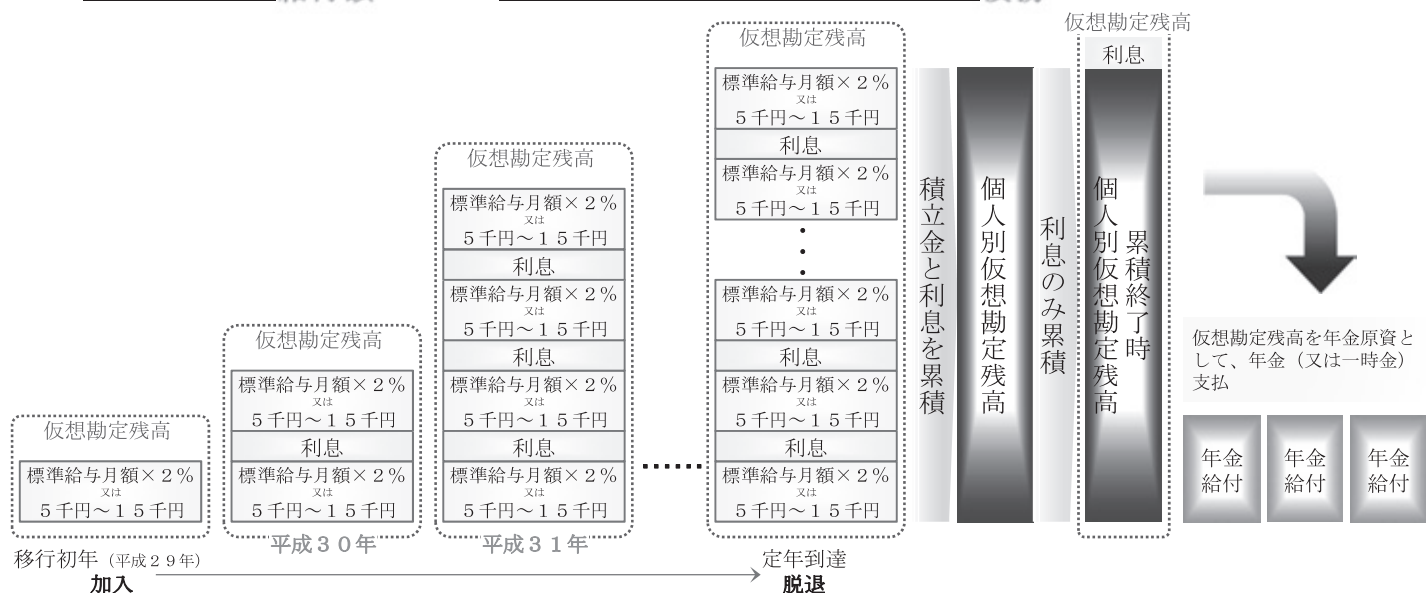
※上記の一般勘定の利回りは過去の実績値であり、将来の利回りをお約束するものではありません。

### (2) 利息は9月末残高をもとに付利いたします。

- 運用利回り（保証利率1.25%+配当-制度管理手数料-運用手数料）は、生保決算結果にもとづき決定し10月から翌年9月まで適用します。
- 利息は、毎年9月末の個人別仮想勘定残高に運用利回りを乗じて計算します。  
なお、制度設立当初は運用実績がないため利息は付与されず、平成30年10月より利息付与を開始します。また、期途中は月割り（運用実績÷12）の利息を付与いたします。

## (1) 元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）とは

- ▶ **元利合計給付制度（キャッシュバランスプラン）**とは、**掛金**（標準報酬月額×2%・5千円～15千円）と**利息**（運用利回りに連動）を積立て、退職時にその累積額を一時金（又は年金）でお支払いする制度です。
- ▶ 元利合計を管理するため仮想的に個人勘定（**仮想勘定残高**）を設定します。個々人の仮想勘定残高が個々人の給付額となり、仮想勘定残高の合計が基金全体の債務となります。



加入者期間中  
 <再評価率：運用利回り>

受給待期中  
 <繰下利率：運用利回り>

受給中  
 <給付利率：1%固定>

加入者期間中は、積立額及び利息（0%～3%）を、個人別仮想勘定に累積します。

退職日から支給開始年齢までの期間については、繰下利率（0%～3%）を付与します。

年金額を一定とするため、給付利率を1%（固定）とします。

## (2) 事務費掛金は基金掛金とは別に事業主にご負担いただきます。

- ▶ **事務費掛金**は、給与比例ならば「標準報酬月額×0.25%」、定額ならば一律790円で計算し、全額事業主のご負担となります。  
 事務費掛金：事業を管理・運営するために必要とする費用を賄うための掛金であり、事務局の役職員の給与や諸手当、旅費、事務所経費、代議員会・理事会開催のための会議費などにあてられます。
- ▶ 事業主のご負担は、給与比例ならば基金掛金2%と事務費0.25%の合計2.25%となります。なお、ご負担頂いた掛金は、全額**損金算入**することができます。

項目	給与比例	定額
基金掛金	2%	5,000～15,000円
標準掛金	2%	5,000～15,000円
特別掛金	---	---
基金事務費	0.25%	790円
合計	2.25%	5,790～15,790円

※5年ごとの掛金の見直し（再計算）により、変更される場合があります。





## 当基金からのお願い（同意書の提出をお願いいたします）

企業年金基金への加入には、事業主及び加入員の皆様の『同意』が必要であり、当基金宛に**同意書**のご提出をお願い申し上げます。

- ① 労働組合又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者の同意が必要です。  
被用者年金被保険者等の過半数で組織する労働組合がある場合は、当該労働組合の同意。  
過半数で組織する労働組合が無い場合は被用者年金（厚生年金等）被保険者の過半数を代表する者の同意（事業所ごとに同意を取得する必要があります。）が必要です。
- ② 「労働組合の状況」又は「加入員の過半数を代表する者」の証明は事業主が行います。

お気軽に  
お問い合わせ  
ください。



### お問い合わせ先

## 四国自動車企業年金基金

〒791-0054

愛媛県松山市空港通6丁目10-1

電話 089-909-3750

FAX 089-909-3751

# スキャンツール活用事業場認定制度のご案内

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定[コンピュータ・システム診断認定店]の申請を行っております。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)  
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)  
2,857円 (税抜)



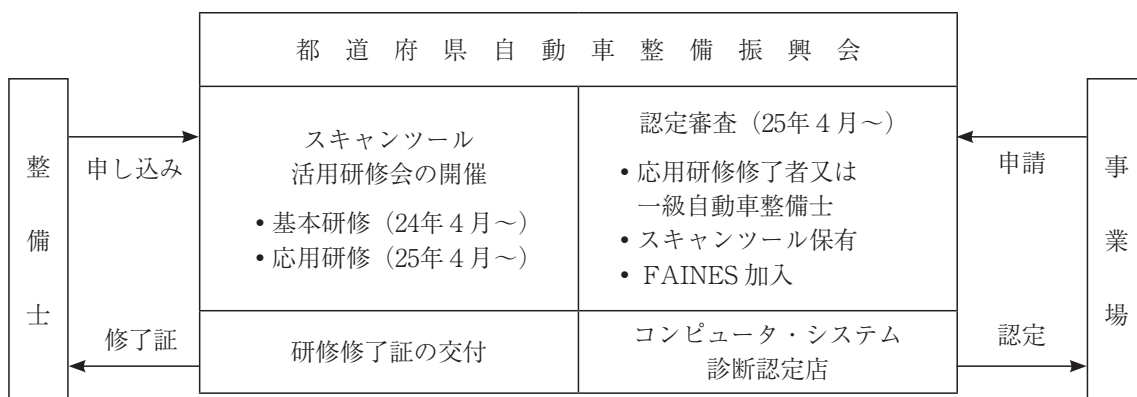
看板 (W600mm×H498mm)  
4,333円 (税抜)

- 認定要件**
- ① スキャンツール応用研修修了者  
又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。
  - ② スキャンツールを保有していること。  
(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)
  - ③ FAINES 通常会員に加入していること。
  - ④ 振興会会員であること。
  - ⑤ 上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

**申請に必要なもの**

- ・ 申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
  - ・ スキャンツールの写真
  - ・ 応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- \* 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

**スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート**



# スキャンツール活用事業場認定申請書

## 【コンピューター・システム診断認定店】

令和 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

### 1. 応用研修修了者又は一級整備士【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

### 2. 保有スキャンツール【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

### 3. 認定ツール【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

\* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

\* 振興会記入欄

振興会認定日	備考
令和 年 月 日	

愛媛県自動車整備振興会

# 技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成29年9月1日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

## 各ディーラー技術相談窓口の現状

### ・FAXなしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

### ・現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

### ・相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

### ・問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応だけではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

## 厳守事項

### FAX前に担当者にFAXを送る事を電話で伝え、FAXを送る。

### FAXが届かない場合は、相談に応じません。

\* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけると嬉しいです！

必ず守ってください！

## 技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。**FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。**
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にFAXしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、F A I N E Sにご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、FAXすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のFAXをしてください。

様

# 整備技術相談依頼書

問い合わせ日	令和 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

## 相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時	暖気途中 加速時	暖機後 一定速時	常時 減速時	時々 他	警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状： ..... .....							

## 確認・点検実施内容

基本点検結果（	）
自己診断結果（	）
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	
.....	

# 結果報告書

結果報告日	令和 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。



インターネットを利用して自動車整備に必要な情報をゲット！！



### FAINESでできること

- ・メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- ・故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- ・各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- ・リコール情報が入手できる。
- ・e t c . . . .



入会金（初回のみ）12,000円

基本料金（月額） 1,500円 （3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



## IV. 整備技術 関係情報



# FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

## 「故障ではなかった 原因は汚れ」

平成14年式の日野・デュトロ（車両型式KK-XZU400X、エンジン型式J05C）で、エキゾースト・ブレーキが作動しないという相談を受けた。

不具合症状を詳しく聞くと、エキゾースト・ブレーキが全く作動せずエキゾースト・ブレーキ・インジケータ・ランプも点灯していない。スピード・テスターに乗せて走行状態を再現し、アクセル・ペダル部にあるアクセル・スイッチのコネクタを外すと正常に作動するとのことだった。

サービス・マニュアルを確認すると、エキゾースト・ブレーキはエキゾースト・パイプの途中に設けられたバルブを閉じることにより、排気ガスの通路を絞ることでエンジン・ブレーキの効果を増大させるものであり、作動条件は以下のとおりだった。

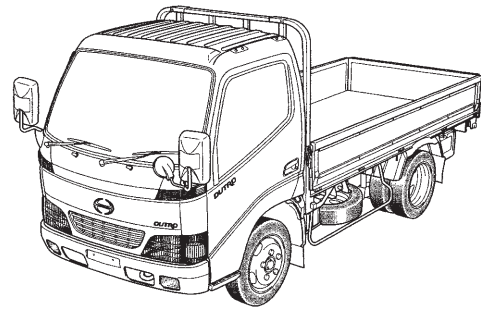
- エキゾースト・ブレーキ・スイッチON
- クラッチ操作なし
- アクセル操作なし
- ニュートラル以外
- ABSが作動状態でないこと

アクセル・スイッチのコネクタを外すと正常に作動するとのことなので、そのほかの条件に異常はないと判断し、アクセル・スイッチの単体点検を実施してもらうことにした。

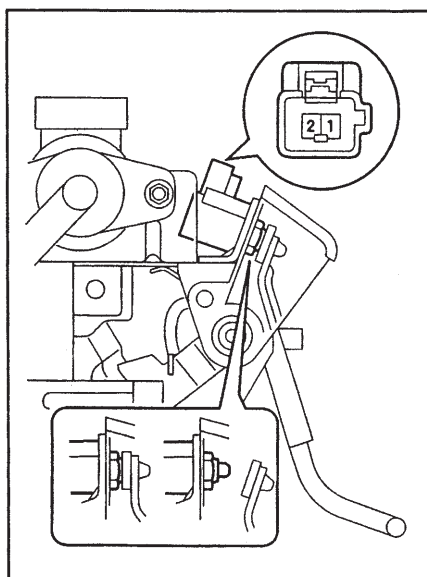
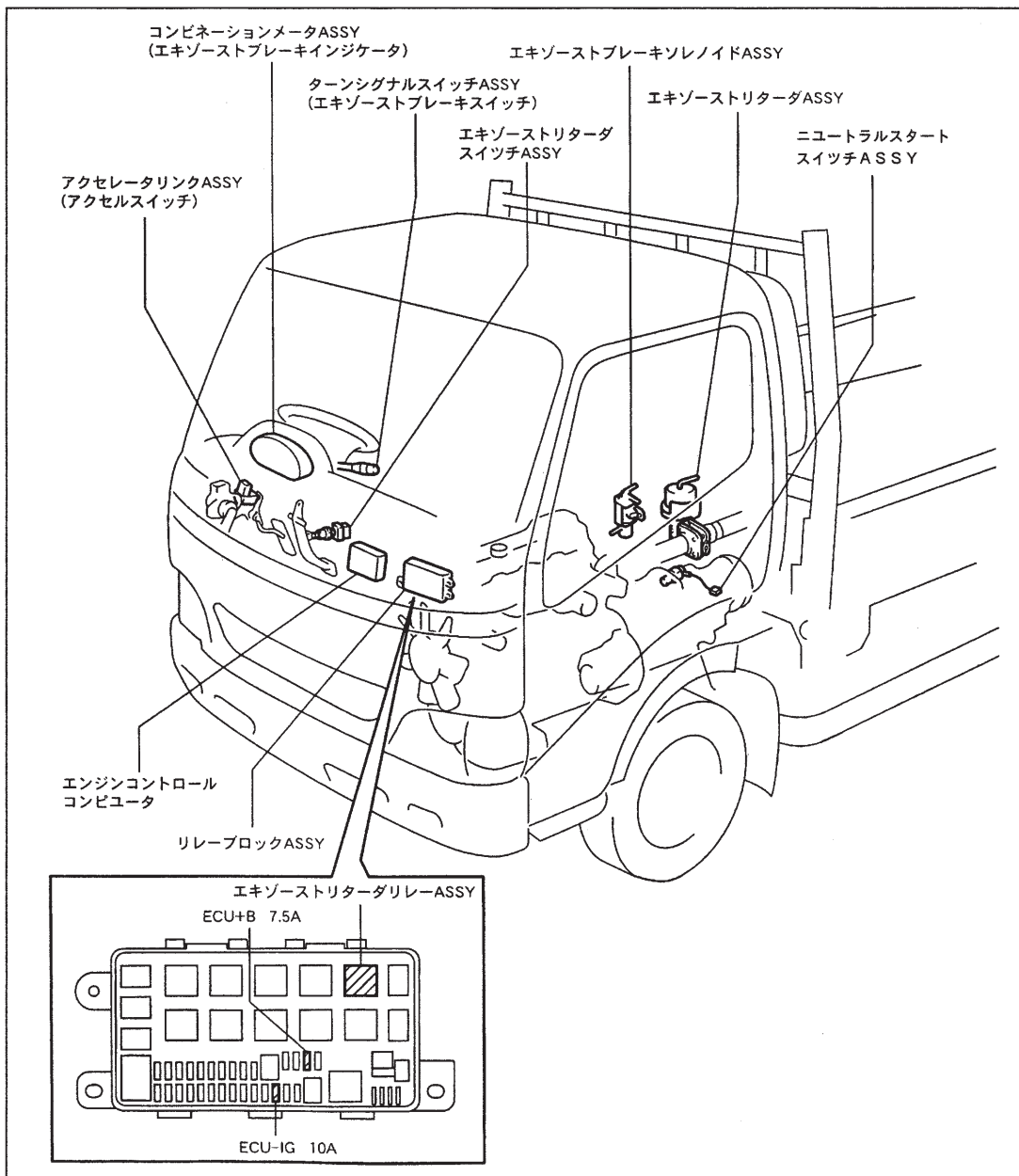
その後、工場側から連絡があり、スイッチの点検をしようとアクセル・ペダル周りを確認すると、ペダル付近に泥が大量に付着していたとのこと。そこで、試しにアクセル・ペダルを全閉の位置からさらに手前に引いてみるとエキゾースト・ブレーキが正常に作動したため、ペダルの可動部に泥がかみこんだことで全閉になりきれいでないかと判断し、アクセル・ペダル部を清掃すると正常に作動するようになったとの報告を頂いた。また、この車両は建設業で使用されており、室内がひどく汚れていたとのことだった。

今回のトラブルは、泥汚れによりアクセル・ペダルが全閉にならず、アクセル・スイッチによる全閉検出ができないことで、アクセルを踏んでいないにも関わらず、エミッション・コントロール・コンピュータはアクセルを踏んでいると誤った認識をし、作動不良につながっていた。

そのため、電圧や抵抗による点検のみであれば、アクセル・スイッチの単体不良と誤診していた可能性がある。スキャンツール（外部診断機）による診断や電圧などの測定以外にも、ユーザーが普段どのような使い方をしているかを把握し、視野を広げて点検を行うことが大事だと感じた一件だった。







アクセレータ リンクASSY

<注意>

アクセルスイッチは、アクセレータリンクから取りはずさない。

(a) アクセルスイッチ導通点検

- (1) SST (電気リカルテスター) を使用して、端子間の導通の有無を確認する。

SST(トヨタ) 09082-00030, 09083-00150

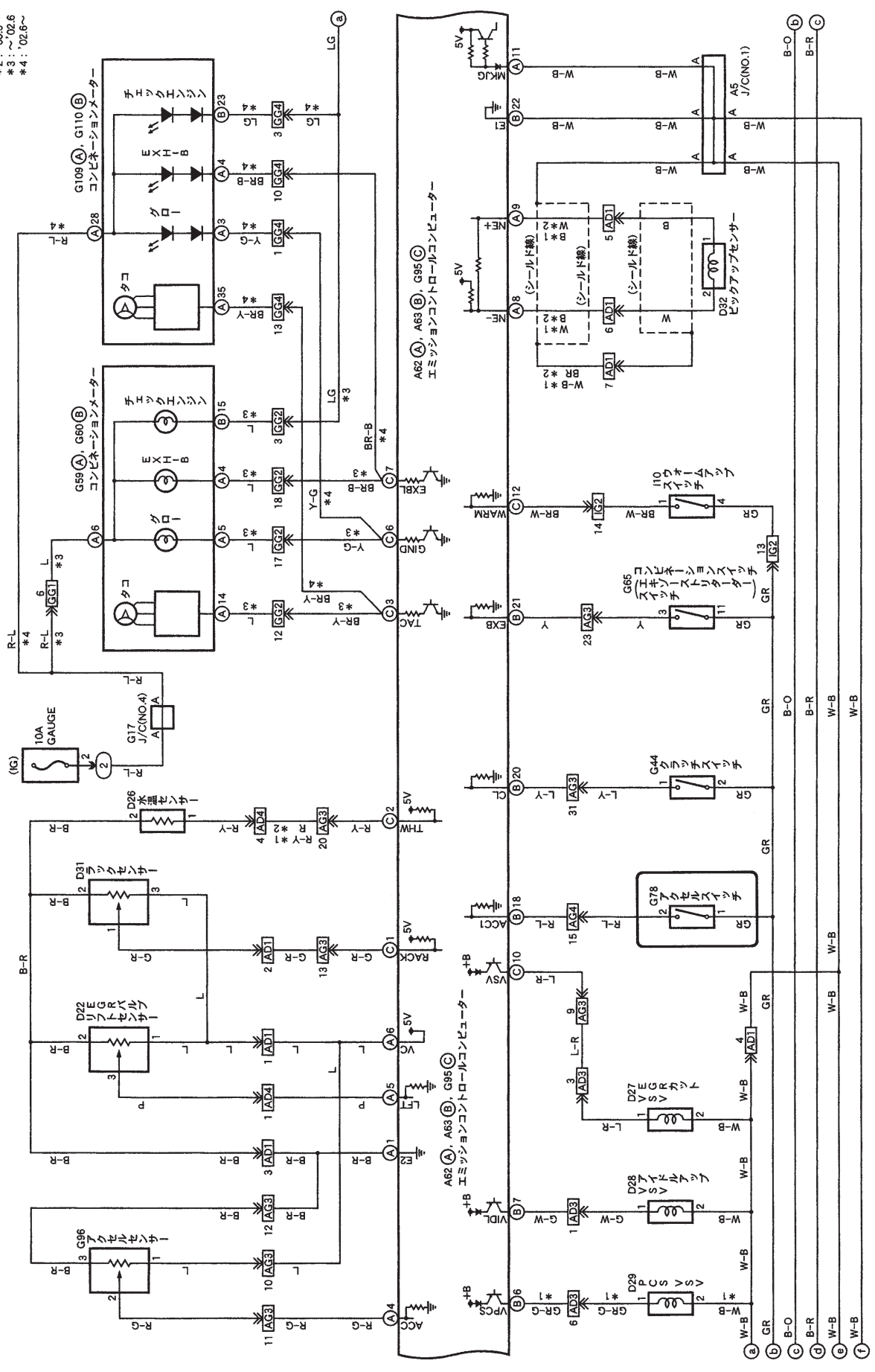
計器(日野) エレクトリカルテスター[71000]

基準

ロッドを押したとき(シャフトを押さないとき) ……導通あり

ロッドを押さないとき(シャフトを押したとき) ……導通なし

- \*1: ~00.5
- \*2: ~00.5~
- \*3: ~02.6
- \*4: ~02.6~



## 街頭検査実施結果のお知らせ

愛媛運輸支局、警察、自動車技術総合機構及び振興会支部会員の皆様方のご協力により街頭検査を実施し、整備不良車、違法改造車の排除と「自動車の保守管理責任の啓蒙と点検整備の重要性、必要性等」の指導を行いましたので、下記の通りご報告いたします。

### ・ ・ お疲れ様でした ・ ・

**実施日時** 令和元年9月10日（火） 13時30分～15時30分  
**実施場所** 松山市末町222 国道317号 湯山駐在所付近  
**協力支部** 中予支部（城北、三津ブロック）  
**出勤人数** 国土交通省2名、警察2名、自動車機構1名、振興会会員7名  
振興会事務局1名

### 合計出勤人数 13名

検査車両数 61台  
不良車両数 2台 ……………不良車両数の割合3.3%

**整備命令交付車両数 0台**

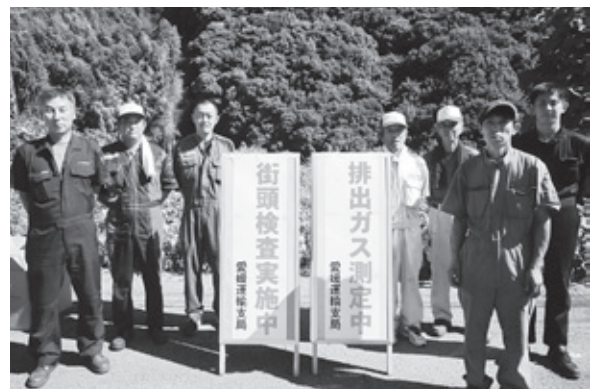
**検査証有効期間切れ車両数 0台**

定期点検整備未実施件数 19件…………未実施車両数の割合31.1%  
特種車両警告書件数 0件  
整備不良車両関係（口頭警告件数） 1件 車両法第54条  
整備不良車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条  
不正改造車両関係（口頭警告件数） 1件 車両法第54条の2  
不正改造車両関係（命令交付件数） 0件 車両法第54条の2

### 装置別の保安基準不適合箇所数内容

- 電気・灯火類 1件
- 車枠・車体 1件

**※合計不良箇所件数 2件**



# 令和元年度 検査台数報告

(令和元年8月分)

## 登録自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
8月	370	589	14,305	1,893	14,675	2,482	82,193	13,726
対前年同月比	81.9%	98.2%	101.1%	95.8%	100.5%	96.4%	110.8%	104.3%
前年同月	452	600	14,145	1,975	14,597	2,575	74,149	13,154

## 軽自動車

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
8月	395	266	11,772	2,425	12,167	2,691	70,279	15,579
対前年同月比	77.6%	111.8%	97.8%	93.0%	97.0%	94.6%	105.4%	100.3%
前年同月	509	238	12,039	2,607	12,548	2,845	66,657	15,528

## 登録車・軽

令和元年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
8月	765	855	26,077	4,318	26,842	5,173	152,472	29,305
対前年同月比	79.6%	102.0%	99.6%	94.2%	98.9%	95.4%	108.3%	102.2%
前年同月	961	838	26,184	4,582	27,145	5,420	140,806	28,682

# 令和元年8月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計			
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	315,078	403,092	490,762	254,119	1,463,051			
	前月末車両数	314,542	403,053	490,770	253,587	1,461,952			
	登 録 自 動 車	新 規 登 録	新 車	前月	1,664	2,157	2,689	1,362	7,872
				当月	1,447	1,771	2,293	1,137	6,648
				前月比	87.0	82.1	85.3	83.5	84.5
		中 古	前月	507	697	775	383	2,362	
			当月	428	584	610	311	1,933	
			前月比	84.4	83.8	78.7	81.2	81.8	
		計	前月	2,171	2,854	3,464	1,745	10,234	
			当月	1,875	2,355	2,903	1,448	8,581	
			前月比	86.4	82.5	83.8	83.0	83.8	
	抹消登録	1,542	2,080	2,442	1,098	7,162			
	管轄変更（入）	609	1,106	1,205	392	3,312			
	管轄変更（出）	718	1,248	1,325	642	3,933			
	小型二輪車増減	42	37	67	34	180			
当月末車両数	314,808	403,223	491,178	253,721	1,462,930				
対前年同月比	99.9	100.0	100.1	99.8	100.0				
対前月比	100.1	100.0	100.1	100.1	100.1				
軽 自 動 車	前年同月末車両数	309,510	388,065	534,616	312,448	1,544,639			
	前月末車両数	310,495	390,851	537,936	313,311	1,552,593			
	検 査 対 象 軽 自 動 車	届 出	新 車	前月	1,365	1,865	2,176	1,397	6,803
				当月	1,016	1,671	2,035	1,296	6,018
				前月比	74.4	89.6	93.5	92.8	88.5
		中 古	前月	501	568	757	478	2,304	
			当月	397	463	619	398	1,877	
			前月比	79.2	81.5	81.8	83.3	81.5	
		計	前月	1,866	2,433	2,933	1,875	9,107	
			当月	1,413	2,134	2,654	1,694	7,895	
			前月比	75.7	87.7	90.5	90.3	86.7	
	検査証返納	1,242	1,614	2,133	1,173	6,162			
	転入・転出	42	-24	-24	-136	-142			
	軽二輪車増減	50	46	97	44	237			
	当月末車両数	310,758	391,393	538,530	313,740	1,554,421			
対前年同月比	100.4	100.9	100.7	100.4	100.6				
対前月比	100.1	100.1	100.1	100.1	100.1				
総 合 計	前年同月末車両数	624,588	791,157	1,025,378	566,567	3,007,690			
	前月末車両数	625,037	793,904	1,028,706	566,898	3,014,545			
	当月末車両数	625,566	794,616	1,029,708	567,461	3,017,351			
	対前年同月比	100.16	100.44	100.42	100.16	100.32			
	対前月比	100.08	100.09	100.10	100.10	100.09			

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している